

松田町告示第74号

松田町名義後援に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成30年11月1日

松田町長 本山博幸

松田町名義後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の福祉、教育、学術、文化、体育等に関する事業を実施する各種団体等(以下「主催者」という。)が主催する事業等(以下「事業等」という。)に対し、松田町(以下「町」という。)の名義後援をする場合における事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、名義後援とは、事業等に対し町が趣旨に賛同し、人的及び財政的な援助をせず、奨励の意を表して単に名義の使用を承諾することをいう。

(主催者の範囲)

第3条 町の名義後援は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行う事業等について行うことができる。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有するもので公益活動を行うもの

(3) 公共的団体又はこれらに準ずる団体(宗教団体又は政治団体は除く。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(5) 産業経済、土木、厚生、消防、公共の福祉、文化、芸

術、スポーツ等町政の振興を主たる目的とし、おおむね次の条件を備えている主催者

ア 役員その他関係者の住所、身分等が明らかであること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。

ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

(6) 企業及びその他の営利を目的とする団体にあつては、その事業内容が第4条第1項第3号及び第4号に該当する団体

(7) 前各号に掲げる団体のほか、町長が適当と認める団体
(後援の承認基準)

第4条 町長は、主催者から名義後援の申請があつたときは、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

(1) 町民の福祉、教育、学術、文化、体育等の向上及び普及復興に寄与するもので、公共性があると認められる事業であること。

(2) 町の方針及び施策に反しないものであること。

(3) 公益性のある事業内容であること。

(4) 会費、入場料、参加料等参加者に負担を求める場合は、社会通念上適当と認められる額であること。

(5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮されていること。

(6) 主催者の組織などが明確で、事業遂行能力が十分あると判断されること。

(名義後援を行わない事業)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業について

は、名義後援は行わない。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業
- (2) 専ら営利を目的とした事業
- (3) 公共性を有しないと考えられる事業
- (4) 公序良俗に反し、又は社会的な悪影響を与えるおそれのある事業
- (5) その他名義後援を行うことが不相当と認められる事業
(申請の手続)

第6条 名義後援の承認を受けようとする主催者は、事業を実施しようとする日の1ヶ月前までに、松田町名義後援承認申請書(第1号様式。以下「承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、他の文書により承認申請書に代えることができる場合は、当該文書をもって承認申請書とみなすことができる。この場合において、当該文書に可否の決定に必要な事項の記載がないときは聞き取り等の方法により内容を確認するものとする。なお、2年以内に同様の事業等で名義後援を受けたことがあり、その内容に変更がない場合は、第2号については省略することができる。

- (1) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 会員名簿、会則等団体の概要及び活動目的を明らかにする書類
- (3) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、名義後援の審査を行うに当たり、町長が必要と認める書類
(承認等の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、第4条及び第

5条に基づいて内容を審査し、適当と認めた場合にあっては、松田町名義後援承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）により、不適当と認めた場合にあっては、松田町名義後援不承認通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

（事業内容の変更届）

第8条 前条第1項の承認を受けた主催者は、事業計画に変更が生じた場合は、名義後援承認事項変更届出書（第4号様式）により、事業の実施前に速やかに届け出るものとする。

（承認の期間）

第9条 承認の期間は、承認の日から承認事業が終了する日までとする。

（承認の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の承認を取り消すことができる。

（1）虚偽その他の不正な手段により承認を受けたと認められたとき。

（2）法令に違反したとき。

（3）第7条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。

（4）名義後援の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに松田町名義後援承認取消通知書（第5号様式）により名義後援の承認を受けた主催者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、名義後援の承認の決定を取り消され

た主催者は、既に交付を受けた承認通知書を町長に返還しなければならない。

- 4 第1項の規定による承認の取消しにより、主催者に損害が生じる場合においても、町長はその賠償の責めを負わない。
(事業終了後の報告等)

第11条 名義後援の承認を受けた主催者は、当該事業終了後2カ月以内に事業等実施報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、他の文書により事業等実施報告書に代えることができる場合は、当該文書をもって事業等実施報告書とみなすことができる。

(1) プログラム、パンフレット等(承認申請書に添付されている場合を除く。)

(2) 収支決算報告書(入場料、参加料その他費用を徴収した場合)

- 2 前項の規定にかかわらず、町が事業等実施の報告に関わる資料を既に保有しているとき又は町が認めたときは、前項に規定する資料の一部の添付を省略することができる。

(事務主管課等)

第12条 名義後援に関する事務は、当該名義後援に係る事業等の内容に関する事務を所管する課等が総務課長に合議の上行うものとする。関係する課等が無い場合は、総務課において行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、名義後援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日の前日までに行われた名義後援の承認については、従前の例による。

第2号様式（第7条関係）

松田町名義後援承認通知書

年 月 日

様

松田町長

年 月 日付で申請のあった名義後援については、次のとおり承認します。

承認する名義	松田町
事業等の名称	
実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
実施場所	
承認条件	1 「松田町」の名義を本事業以外に使用しないでください。 2 事業計画に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。 3 事業の実施に関して問題が生じた場合は、主催者の責任において処理してください。 4 その他の条件 有・無 ()
備考	1 承認後、町長が名義後援をすることが適当でないと思われた場合には、承認を取り消すことがあります。 2 事業が終了したときには、2カ月以内に事業等実施報告書を提出してください。

第3号様式（第7条関係）

松田町名義後援不承認通知書

年 月 日

様

松田町長

年 月 日付けで申請のあった名義後援については、次の理由により不承認とします。

事業等の名称	
不承認の理由	
備考	

第4号様式（第8条関係）

松田町名義後援承認事項変更届出書

年 月 日

松田町長 様

所在地
団体名
代表者
連絡先

印

年 月 日付けで承認のあった事業内容に変更が生じたため届け出ます。

承認年 月 日

年 月 日

事業等の名称

変更事項	変更前	変更後
変更理由		
その他		

第5号様式（第10条関係）

松田町名義後援承認取消通知書

年 月 日

様

松田町長

年 月 日付けで承認した名義後援については、次の理由によりその承認を取り消しますので通知します。

事業等の名称

取消しの理由

備考

第6号様式（第11条関係）

事業等実施報告書

年 月 日

松田町長 様

所在地
団体名
代表者
連絡先
印

松田町の名義後援の承認を受けて実施した事業等は、次のとおり終了したので報告します。

事業等の名称	
事業等の目的	
事業等の内容	
実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
実施場所	
入場料等	有（ ）円 ・ 無
対象者及び来場人数	
成果等	
添付書類	<input type="checkbox"/> プログラム、パンフレット等 （名義後援承認申請書に添付されている場合を除く） <input type="checkbox"/> 収支決算報告書（入場料、参加料その他費用を徴収した場合） <input type="checkbox"/> その他
備考	